



Title	吐魯番出土文物研究会会報 第44号
Author(s)	
Citation	吐魯番出土文物研究会会報. 1990, 44, p. 1-6
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/78854
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

高昌文書にみえる官印について(Ⅲ)

- 『吐魯番出土文書』割記(九) -

關尾史郎

【両印の使用時期について】

「奏聞奉信」印や「虔恭上啓」印が捺された文書は、現存している高昌文書の総数からすれば、ほんのごく一部にすぎない。したがって捺印の原則が既述したようなものであったにせよ、麹氏高昌国の全時代を通じてかかる印が用いられたと考えることは困難である。そこであらためて両印が捺されている文書の作成年代をみると(表Ⅰ、参照)、年次未詳の三点(⑦～⑨)以外はいずれも六二〇年代以降、すなわち高昌国末期のものばかりであることがわかる。

年次未詳の三点であるが、結論からいえば、これらも高昌国の末期に作成されたとししか考えられないものばかりである。先ず⑦だが、これが出土した阿斯塔那七八号墓は嚴懷保とその妻左氏の合葬墓であり、嚴懷保は六四二(貞觀一六)年に死亡した左氏に遅れて埋葬されたもようである⁽²¹⁾。⑦の四断片は嚴懷保と左氏の尸体の間に散乱していたようであるが、整理小組はこの⑦も、左氏の紙鞋から析出された③と同じく、左氏の埋葬にともなって墓中に入れられたという解釈を示している⁽²²⁾。したがって⑦が墓中に入れられたのは、どんなに早くとも③と同時にあって、これに先行することはないことになり、文書としての作成年代も、大まかにいって、③の六三四(延壽一一)年十一月を大きく遡ることはありえない。一方、⑧と⑨が出土した阿斯塔那三〇二号墓からは「唐永徽四(六五三)年十一月趙松柏墓誌」(59TAM302:1-1/2 〈録〉『新疆考古』、七五頁)と、高昌国時代のものと考えられる「年次未詳缺名(女)随葬衣物疏」(59TAM302:35/5 〈録〉『文書』V、二二頁以下)が出土しているので⁽²³⁾、高昌国末期から唐西州初期にかけての墳墓といえよう。また伴出した高昌国時代の紀年文書としては「延壽十四(六三七)年四月高歡住入錢・銅錢條記」(59TAM302:35/3 〈録〉『文書』V、二四頁)がある⁽²⁴⁾。したがって⑧と⑨についても、これと同時代、つまりは高昌国末期の作成にかかる文書と判断できよう。

すなわち一三点に上る捺印文書は、年次未詳の三点も含め、いずれも六二〇年代以降の作成にかかるものばかりであると結論して支障はない。そしてここから、高昌国における官印の使用は、その末期にあたる六二〇年代に入ってから行なわれるようになったと主張しても問題はないであろう。このことは、高昌国においては六二〇年代に文書行政の整備が図られたことを示唆させるが、捺印の原則が既述したようなものであったとすれば、この整備とはとりもなおさず王権の強化を意味するのではあるまいか。捺印が、その文書が王もしくは王太子の同意を得て作成・発布されたものであり、その意味において文書としての機能を可視的に保証するものだったからである。

ところでこの六二〇年代とは、いわゆる義和の政変を経て、麹伯雅が王位に復帰し(六一九年。翌六二〇年に重光と改元)、次いで王太子の麹文泰が王位を継承した(六二三年。翌六二四年に延壽と改元)時代である⁽²⁵⁾。したがって官印の使用は、麹伯雅が王で、その子の麹文泰が王太子であった時代に始められ、以後麹文泰が王位に昇ってから継続して行なわれていたと考えることができよう。

【官印と王権について】

しかし使用時期に関連して指摘すべきことはこれにとどまらない。それは「奏聞奉信」印と「虔恭上啓」印の使用時期が微妙にずれているということである。年次未詳の三点を除けば、「奏聞奉信」印が捺された文書の紀年はいずれも延壽年間、しかもその四（六二七）年以降であるのに対し、「虔恭上啓」印のそれは重光四（六二三）年である。ただし⑩は延壽年間の作成なので、「虔恭上啓」印＝重光年間（麴伯雅：六一九～六二三年）、「奏聞奉信」印＝延壽年間（麴文泰：六二四～六四〇年）といった在位者やその元号によって画然と区別することは不可能である。ただ現存している捺印文書の紀年から判断する限り、両印が同時に使用されていたと考えるよりも、当初「虔恭上啓」印が用いられていたが、それがあつた時期（例えば、延壽年間の初頭）に「奏聞奉信」印にとって代わられたと考えるべきであろう⁽²⁶⁾。とすると、この変化はいったいなにを物語っているのだろうか。

延壽年間に入ってから用いられるようになった「奏聞奉信」印については、時期的にみて当時の高昌王麴文泰に関わるものであることは明らかである。その初出は①と②の六二七（延壽四）年であり、現在のところ、それ以上に遡って考えることは困難である。それよりも、ここで注目しておかなければならないのは、このうち②に「臣」字が用いられていることである。「威遠將軍臣麴仕悦」というように、文書の交付者である麴仕悦に冠せられているのだが、白須淨眞氏が指摘されているごとく⁽²⁷⁾、②はこの点においても初出の事例となっている⁽²⁸⁾。したがって「奏聞奉信」印と「臣」字の使用は、六二七（延壽四）年からあまり遡らない時点から、かつおそらくはほとんど同時に開始されたと判断できる。もちろん後者が王権の強化策の一環であつたことはいふまでもないから、この点からも、「奏聞奉信」印の果たした役割はおのずと明らかになろう。つまり「奏聞奉信」印は、六二〇年代の中頃から後半にかけて行なわれたと思われる王権の強化策の一環として、登場したと考えられるのである。しかし問題はむしろ「虔恭上啓」印のほうである。

印文からしてこの印が王太子に関わるものであることは既述したとおりだが、このことは⑩の末尾に「東宮」と大書されていることから確実と思われる。①と②が作成された六二三（重光四）年は麴伯雅が没して麴文泰が王位を継承した年であり、文泰は同年九月に王位に就いている⁽²⁹⁾。①と②の作成はその約半年前で、明らかに王太子時代の麴文泰が関わった文書ということになる。ただしこれらには前者に「東宮」とはあるものの、関与していた官員は行中兵校郎事、輔國將軍領宿衛事（以上、①）、校郎、中兵參軍、および吏部吏（以上、②）などであり、東宮の官員が関与していた形跡は窺われず、内容的にも王ではなく、とくに王太子の決裁に委ねられるべき案件だつたとは思えない。また捺印の形跡こそ認められていないが、「重光某年條列得部麥田・□丁頭數文書」（69TAM140:18/3〈録〉『文書』V、五一頁）のように寧遠將軍吏部郎中と東宮司馬が通判している文書もある⁽³⁰⁾。とすると、重光年間の少なくとも末年には、どうやら王である麴伯雅に代わって王太子の麴文泰が重要な案件に関与することもあつたようである。その反面、重光年間の文書からは「奏聞奉信」印の捺印事例を見出すことはできない。したがって、高昌国ではじめて官印が使用されたのは、王に代わって王太子がその政務に関与するという特殊な状況がひとつの契機になっていたと考えることができよう。あるいは官印の導入自体も王太子である麴文泰の手によって行なわれたのかもしれない。

それでは③についてはどう考えればよいのであろうか。延壽年間であれば当然のことながら麴文泰は既に王位に就いており、この印を用いるはずはないだろう。しかし当時麴智盛が既に王太子に立てられ、高昌令尹として政務に関与していたという明証はない。また麴文泰が即位後直ちに「奏聞奉信」印を作成・使用したということも、現存している史料からは説明できない。それは、初出の事例が六二七（延壽四）年まで下ることもさることながら、大谷文書中の「延壽元（六二四）年六月勾遠行馬價錢勅符」（大谷1310, 1466, 1311, 1486, 1497, 1501〈写〉『文書集成』、図版一～三〈録〉『籍帳研究』、三一二頁以下『文書集成』、四七、六四～六五、六八、七〇、七一頁）⁽³¹⁾には全く捺印の形跡が認められないからである。したがってここでは、③についても本来的には矛盾する

が、王となった麴文泰が関与した可能性も一概には否定できないということだけを指摘するにとどめたいと思う⁽³²⁾。

【お わ り に】

「奏聞奉信」印と「虔恭上啓」印という、高昌国時代の末期に作成・使用された官印について、推測を交えつつ指摘できることは以上で尽きる。

印それ自体に関する考古学的な分析は、前者について印面の一辺が約5 cm程度の大きさで、印文が篆刻であることが⑩の写真から軽うじて判明する程度で⁽³³⁾、ほとんど断念せざるをえなかった。捺印数が各文書で異なるのはもとより、捺印された個所も多様であり、それによって捺印の意味、さらには文書の性格や機能などが微妙に異なっていた可能性も否定しきれない。したがって本稿で述べた私見も全面的な改訂を余儀なくされることを覚悟せざるをえないかもしれない。

しかしながら本文の最後に王権の問題についても、重光末年から王太子であったはずの麴文泰が王の麴伯雅に代わって王が決裁すべき案件を決裁していたこと、官印の使用もその過程で試みられたと思われることなど、いくつかの推断を提示することができた。かかる印文が選択された理由など、未解決のまま残された問題も少なくないが、これによって高昌国の政治史の解明にも細やかながら寄与することができたならば、望外である。

(完)

【引用文献略号】

『籍帳研究』：池田温『中国古代籍帳研究－概観・録文－』東京大学出版会、一九七九年。

『新疆考古』：新疆社会科学院考古研究所編『新疆考古三十年』烏魯木齊 新疆人民出版社 一九八三年。

『文書集成』：小田義久主編『大谷文書集成』第一巻、法蔵館・龍谷大学善本叢書五、一九八四年。

【註】

(21) 『文書』Ⅳ、六二頁解説、参照。

(22) 註(21)に同じ。

(23) 『文書』Ⅴ、二二頁解説、二二頁題解、参照。

(24) この條記文書については、關尾「トゥルファン出土高昌国税制関係文書の基礎的研究－條記文書の古文書学的分析を中心として－」(一) (『人文科学研究』第七四輯、一九八八年)、八〇頁以下、参照。

(25) 呉震「麴氏高昌国史索隠－從張雄夫婦墓志談起－」(『文物』一九八一年第一期)、参照。

(26) ⑬については、整理小組が第一三断片とした 68TAM99:5/13(a)に「延壽」の二字が釈読できるだけで、内容的にも年代を限定することは不可能に近い。

(27) 白須、前掲「麴氏高昌国における上奏文書試釈」、参照。

(28) ただし先述したように、②は様式や性格から判断して、王に上奏されたとは考えられないので、この「臣」字は誤って挿入されたものであろう。かかる誤りが生じてしまったのも、この文字を用いる様式が導入されていまだ日が浅かったからではないだろうか。詳細については、機会をあらためたい。

(29) 『資治通鑑』卷一九〇唐武德六(六二三)年九月条。

(30) 当文書は前後が欠損しているので、捺印されていた可能性もあながち否定できない。

(31) ただし、池田温「中国における文字資料整理研究の近況－国家文物局古文書研究室の活動－」(『東方学』第六四輯、一九八二年)、ならびに『会報』第三号を参照して一部録文をあらためる必要がある。また關尾「(要旨)「高昌延壽元(624)年六月勾遠行馬價錢勅符」をめぐる諸問題」(『会報』第四六号、掲載予定)、『会報』第五一号をも併照。

(32) ⑬については、延壽年間の末期、すなわち高昌国の滅亡直前に作成された可能性も皆無では

なく、もしそうであれば、趙智盛が王太子・高昌令尹として、さらには王の趙文泰に代わって重要な案件に関与したこともあったかもしれないが、そのようなケースを積極的に想定するだけの材料は手元にない。

- (33) 藤枝晃編『高昌殘影—出口常順蔵トルファン出土佛典斷片圖録—』(京都 法蔵館、一九七八年)、図版一三三(P1. XXIV-XXV)、参照。

(一九九〇年八月二九日稿了)

渡 邊 哲 信 関 係 文 献 目 録

片 山 章 雄 編

【は じ め に】

最近、大谷探検隊の第1回中央アジア探検(1902~04年)で大きな業績を残した渡邊哲信の人物像・関係記録・将来品その他に関し、複数の方面から問い合わせをいただいた。時間的な制約のなか、6年前に作成した「大谷探検隊中央アジア関係文献目録」(復刻版『新西域記』別冊所収、井草出版、1984年)の補遺をまとめ、あわせて渡邊哲信の略伝を試み、漢文文献に限って将来品の入手成果や問題点を考える機会をもったので、その成果の一端をここに掲載することにした。本篇はその作業の目録篇で、略伝以降は続篇となる。

■①~⑩は上記目録既掲載(発行日および[]を補足)、A~Tは今回補足文献を示す。

A 渡邊柞原「ゼルサレム巡禮記」清水金右衛門編『内外大家 世界探險』文明堂 1901年9月12日 93~118 頁

B (A correspondent) "Japanese Exploration in Central Asia" THE TIMES 1902. Sep. 11. p. 12.

C 無記名「大谷光瑞師の中央亜細亜探検」『國民新聞』1902年10月23日 2 面

D 渡邊柞原・堀晩雪「中央亜細亜探險記」『中央公論』第18年第8号 1903年8月1日 36~41頁

E 渡邊柞原・堀晩雪「中央亜細亜探險記 二」『中央公論』第18年第9号 1903年9月1日 35~38頁

F Anonym. "Japanese Expedition to Chinese Turkestan" THE GEOGRAPHICAL JOURNAL Vol. XXII, No. 5 Nov. 1903. pp. 566-567.

G 無記名「中央アジアの探検者」『地質學雜誌』第11巻第128号 1904年5月20日 203頁

① 渡邊哲信談「中央亜細亜探險談」『東京朝日新聞』1904年6月27~30日、7月2~4、6~8、10~12、14~15、18、21~24日 [→[スケッチをのぞき] ⑦に再録]

② 柞原生 [= 渡邊哲信] 「中亞馬蹄の塵」『中央公論』第19年第8号 1904年9月1日 48~52頁

H 無記名「剛膽の瑞超師／近日無事歸朝せん」『國民新聞』1912年5月29日 4 面

③ 渡邊哲信「沙漠の落陽と黎明」『東洋』第34巻第9号 1931年9月1日 89~94頁 [→増補して[I に再録、さらに] ⑨に再録]

I 渡邊哲信「西域大流沙の話」『現代佛教』第9年第94号 1932年7月1日 39~51、68頁 [→⑨に再録]

④ 渡邊哲信「西域探検の思ひ出」『現代佛教』第10年第105号 1933年7月1日 477~482 頁

⑤ 渡邊哲信「支那邊疆問題と日本の關心……曾遊の新疆を顧みて……」『邊疆支那』第1巻第2号 1934年9月1日 9~14頁

J 渡邊哲信「雪山と死海(世界最高地と最低地)」『現代佛教』第12年第126号 1935年10月1日 39~43頁

- K 徳富蘇峰「序」上原芳太郎編『新西域記』上巻 有光社 1937年4月10日 前付1～4頁
- ⑥渡邊哲信「タシュクルガン通信」上原芳太郎編『新西域記』上巻 有光社 1937年4月10日 25～29頁
- ⑦渡邊哲信「中央亜細亜探検談」上原芳太郎編『新西域記』上巻 有光社 1937年4月10日 217～235頁 [→「中央アジア探検談」として長沢和俊編『大谷探検隊シルクロード探検』（西域探検紀行全集第9巻）白水社 1966年5月20日 21～55頁に再録]
- ⑧渡邊哲信「西域旅行日記」上原芳太郎編『新西域記』上巻 有光社 1937年4月10日 237～431頁 [→長沢和俊編『大谷探検隊シルクロード探検』（西域探検紀行全集第9巻）白水社 1966年5月20日 119～147頁に抄録]
- ⑨渡邊哲信「西域大流沙の話」上原芳太郎編『新西域記』上巻 有光社 1937年4月10日 431～438頁
- L 渡邊哲信「稜々たる俠骨」日笠正治郎編『國士亀井陸良記念集』國士亀井陸良記念集編纂會 1939年3月11日 401～405頁
- M 渡邊哲信「探検者の言葉」『支那トルキスタン（西域画聚成内容解説）』審美書院 1940年5月5日 7～8頁
- N 渡邊哲信『佛教偉人傳』（青年佛教叢書30）三省堂 1940年12月27日 8+230頁
- ⑩渡邊哲信「西域旅行日記抄」結城素明編『西域画聚成』附録（其一）～（其四） 審美書院 [1941年?] 地図1+1～4、5～14、15～23、25～34頁
- O 渡邊哲信「ロストフ道中、フェルガナ道中、中秋投赤河浜、晩投鄂什、中秋、莎車城宴知府衙門」『大乘』第5巻第10号 1954年10月1日 1、4頁
- P 渡邊哲信「脚気の妙薬」『大乘』第5巻第10号 1954年10月1日 16頁
- Q 鏡如上人七回忌法要事務所編『鏡如上人年譜』鏡如上人七回忌法要事務所 1954年10月1日 3+2+2+6+129頁
- R 角川書店編『東京国立博物館』（角川写真文庫 17）角川書店 1955年5月25日 68頁
- S 常光浩然「渡辺哲信」同『明治の仏教者』下 春秋社 1969年2月20日 175～187頁
- T 片山章雄「大谷探検隊関係記録拾遺 V」『東西交渉』第5巻第4号 1986年12月30日 30～36頁
- (以上)

■新刊■

待望久しかった『吐魯番出土文書』の第九冊が本年四月に出版され、最近国内の書店にも入荷した。唐代の文書を収録した第六冊以降はいずれも五百頁を超える大部なものだったが、この第九冊は計二五六頁とその半分程の厚さしかない。収録された文書は全部で一〇八点だが、そのうち半数以上の六一点は阿斯塔那五〇九号墓出土のものである。このなかには、既に多くの論者に注目されている唐益謙や石染典に関わる過所とその関係文書、西州に設けられた四つの折衝府にひとつである天山府が作成した文書など、内容的には興味深いものが少なくない。

このほか目を惹いたのは、巻末の「附録」である。ここには「吐魯番交河故城一號地點文書」(68T.J.1)として五点、「烏爾塘一號墓文書」(71YWM1)として一点、計六点の文書が収められている。一號地點というのが、交河故城のなかのどのあたりなのかかわからないが、城内から出土した以上、機能という点ではほかのものと区別する必要があるようである。また烏爾塘は高昌故城の北東約12kmの地点ということだが、従来この方面には高昌国・唐西州時代を通じて郡県や郷里の存在は指摘されていない。したがって、出土した七五七年（至徳二載）に南陽で作成された(?)契約文書もさることながら、墳墓の存在自体も注目されるところであり、今後の報告に期待したいと思う。

(N)

覚書：「班示」という様式の高昌文書について

『吐魯番出土文書』第二冊には、阿斯塔那五二四号墓から出土した九点の文書が収録されているが（同、三五～五八頁）、そのうち半数近い四点までが、高昌国の祀部が出した「班示」という文書である。四点の内訳は、①「永平元（五四九）年十二月十九日祀部班示為知祀人上名及謫罰事」（73TAM524:32/1-1）、②「永平元（五四九）年十二月廿九日祀部班示為明正一日知祀人上名及謫罰事」（73TAM524:32/1-2）、③「永平元（五四九）年十二月卅日祀部班示為知祀人名及謫罰事」（73TAM524:32/2-2）、および④「年次未詳祀部殘班示」（73TAM524:32/2-1）である。④以外はいずれも五四九（永平元）年の一二月末のものなので、④も同時期のものと考えてよからう。また表題が少しづつ違っているが、様式や内容にそれほどの差があるわけではない。

さてこれらは、官人に対し、分担して風伯・西門・樓頭といった諸神の祭祀を行なうことを、祀部の責任者（前二者では將軍兼祀部事の汜恢之、後二者では長史虎威將軍兼祀部事の麴某）の名において指示したものである。それぞれの祭祀について、上は司馬から下は吏まで六名から三名の官人が割り振られているが、倉部司馬や薩薄、諸種の將軍の名が見えているので、動員されたのは祀部の官人に限られてはいなかったようである。また表題にもあるように、様々な理由で任務を怠った場合についても、その理由や状況に応じて杖罪、酒（葡萄酒）や羊などによる賠償が同一の紙面上に細かく明示されている。祭祀を行なうといっても、例えば①では、「諸上名者、今十九日暮悉詣殿裏宿」とあるように、おそらくは前日の決められた時間に集合し、宮殿で宿直してから、翌日に行なうことになっていたようである。

整理小組がこの文書を「班示」と命名したのは、本文の末尾が「故先班示、咸使聞知」という文言で結ばれていることによっていると思われるが、次行にも、日付の下に「祀部 班（①だけは班）」とある。文書上の位置で比較すれば、上奏文書では前者は「記識、奏諾奉行」に、後者は「祀部 奏」に、また下行文書の符では「符到如令、不得遺失、承旨奉行」と、「祀部 起」にそれぞれ相当する。これだけからも、「班」もしくは「班示」が公文書の特定の様式と機能を有する文書であったことは明らかだが、末尾に記された祀部の責任者は、汜恢之、麴某いずれも名の部分を自署している。それによっではじめて文書として機能することができたのであろう。

ところでこの「班示」とは、「わかちしめす」の意であろうから、この文書は特定の官人個人や単一の官衙を排他的に対象（宛先もしくは受信者）としていたのではなく、ある程度までの不特定多数を対象として作成・公布されたものであったと思われる。ある程度まで、というのは、上述した内容から判断して、そこに名が上がっている五〇人前後の官人たちが当面の対象であったと考えられるからである。このように考えてくると、この文書はしかるべき場所に貼付・掲示された可能性が高い。所属する官衙を超えて官人が動員されたとなると、それは高昌城内にあった「牙門」ということになるだろう。

①では一二月一九日に、その日の夜に集合することが（祭祀の日取りは欠損）、②では一二月二九日に、正月一日の祭祀のため動員が（集合日は欠損）、そして③では翌一二月三〇日に、その日の夜に正月一日の祭祀のために集合することが指示されている。後二者の関連性はよくわからないが、指示が出された日と指示を受けて集合する日が同じ日であって、しかも集合に遅れたりすれば罰せられたわけだから、この点からも、少しでも公共性の強い場所に掲示して関係者に周知させる必要があったのではないだろうか。（關尾）

事務局（連絡先） 〒182 東京都調布市国領町5-19-14

荒川 正 晴 方

TEL 0424(81)4633

吐魯番出土文物研究会 (The Research Society for Turfan Relics)